

令和6年度埼玉県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見について

反映状況区分A: 意見を反映し、案を修正したB: 既に案で対応済み

C: 案の修正はしないが、実施段階で配慮していくD: 意見を反映できなかった

E: その他

No.	頁	分類	項目	提出元	御意見	県の対応	反映状況
1		意見		一般	食中毒を分かりやすく広報や「彩の国だより」への周知を広く発信していただきたい。 理由は県民の皆様が食中毒等の周知による広報等が鈍くなってきているのではないかと。 もう少し、食中毒等の注意喚起を分かりやすく発信し、広報等の在り方を見直したほうがいい。	「彩の国だより」等の県広報媒体を担当する県民生活部と連携を取りながら、食中毒に関する知識や注意喚起について、県民の皆様に対し、より分かりやすい発信を心がけてまいります。	C
2	P.17	意見	VIII 2	一般	「コバトン食の安全情報」の名称変更について 「コバトン食の安全情報」はちょっと堅苦しい名前であるし県民の皆様には分かりづらい。 「コバトン食の安全情報」を名称変更していただき、分かりやすい名前にしていただけないか。 検討していただきたい。	御意見として承ります。	C
3	P.3	意見	IV 2	一般	コロナ禍の行動制限がなくなり、飲食店の営業や客足は通常に戻っています。コロナ禍を経て、食品の提供方法がより多様化し、無人販売、自動販売機による販売、インターネット通販も増加しています。このような変化をふまえ、食中毒、アレルギー、栄養成分、医薬品成分等の適切な表示について監視を一層強化してください。	食品表示法を所管する関係課所と連絡・協議を行い、食品の性質に沿って、効果的に様々な販売形式への監視を行っていきけるよう、連携を強化してまいります。	C
4	P.6	意見	IV 1	一般	令和5年度の計画(案)の「ウェルシユ菌対策」に記載されていた動画やメール配信等を活用した普及啓発部分が、令和6年度計画(案)では削除されています。ウェルシユ菌対策に限らず、動画による啓発やメール等による注意喚起は有効な手段であるので、国など他機関が作成した動画も含め、積極的な活用を検討ください。	動画やメール配信を活用した普及啓発に関しては、ウェルシユ菌対策に限定せず、県及び全国的な食中毒事件の発生状況を鑑みながら、適時、効率的な活用を行っていききたいと考えております。	C
5	P.7	意見	VI 1	一般	令和5年度の計画(案)から、「埼玉県5か年計画」で「食の安全・安心の確保」の指標と定めた「食品関連事業所における製品等の自主検査実施率」を掲げており、令和6年度計画(案)も同様としています。「埼玉県5か年計画」では、令和2年度末で10.3%であった自主検査実施率を令和8年度末には100%と、完全実施することを目標としています。目標達成に向けては、年度末における実施率をふまえ、今年度・次年度目標を明確にし、具体的な行動計画を立て推進することをお願いします。	自主検査実施率の向上に向けては、年度目標を定めたくうえで関連機関と定期的に会議を開催しており、その都度実施率及び指導の状況を確認しています。令和8年度の自主検査実施率100%に向けて、より効率的かつ効果的に計画を進めてまいります。	C
6	P.7	意見	VI 1	一般	上記、自主検査実施率目標は、あくまで大規模・広域の食品事業者が対象であり、食中毒等の危害を防止するうえでは、中小の食品事業者等においてもHACCPを導入することが重要となります。体制が脆弱な中小事業者においてもHACCPが導入できるよう、丁寧な対応をお願いします。	HACCPに沿った衛生管理はすべての食品等事業者には義務付けられており、中小の食品等事業者に対してもHACCPの定着に向けた指導を継続しているところです。特に中小事業者に対しては、丁寧に対応してまいります。	C
7		意見		一般	食品をめぐる情報は、インターネット上に多く見られるいわゆる健康食品をはじめ、機能性表示食品、新たな食品群と言えるゲノム編集食品やフードテックなど多様な情報にあふれています。埼玉県として、消費者団体にも協力を要請することも含め、積極的に情報提供を行い、学習、意見交換の場を増やすことを要望します。	各種講座の開催や県ホームページの活用等を通じて、県民の方々への情報や学習機会の提供、意見交換の実施に努めます。	C
8		意見		一般	今年も鳥インフルエンザが拡大しつつあります。行政からの注意喚起が遅滞なく行われ、事業者による適切な予防措置がはかられるよう、指導を強めてください。	各種防疫指針等に沿った対応が適切に行われるよう、日頃から家畜防疫を担当する農林部との連携体制の確保に努めます。	C
9		意見		一般	食品監視指導計画の実施にあたっては、十分な体制を確保するよう要望します。また、埼玉県全体の中・長期的な体制強化のひとつとして、人口30万人を超える中核的な都市における保健所設置に向けて、埼玉県の支援を引き続き要望します。	政令・中核市との連携を密にし、県内全域で共通認識を持った監視指導が行われるよう監視指導計画の策定等を行っています。 また、政令・中核市を含む県内保健所における食品衛生行政に携わる人材の育成については、引き続き食品衛生監視員の業務経験に応じた研修を実施し、監視指導の体制強化を図ってまいります。	C